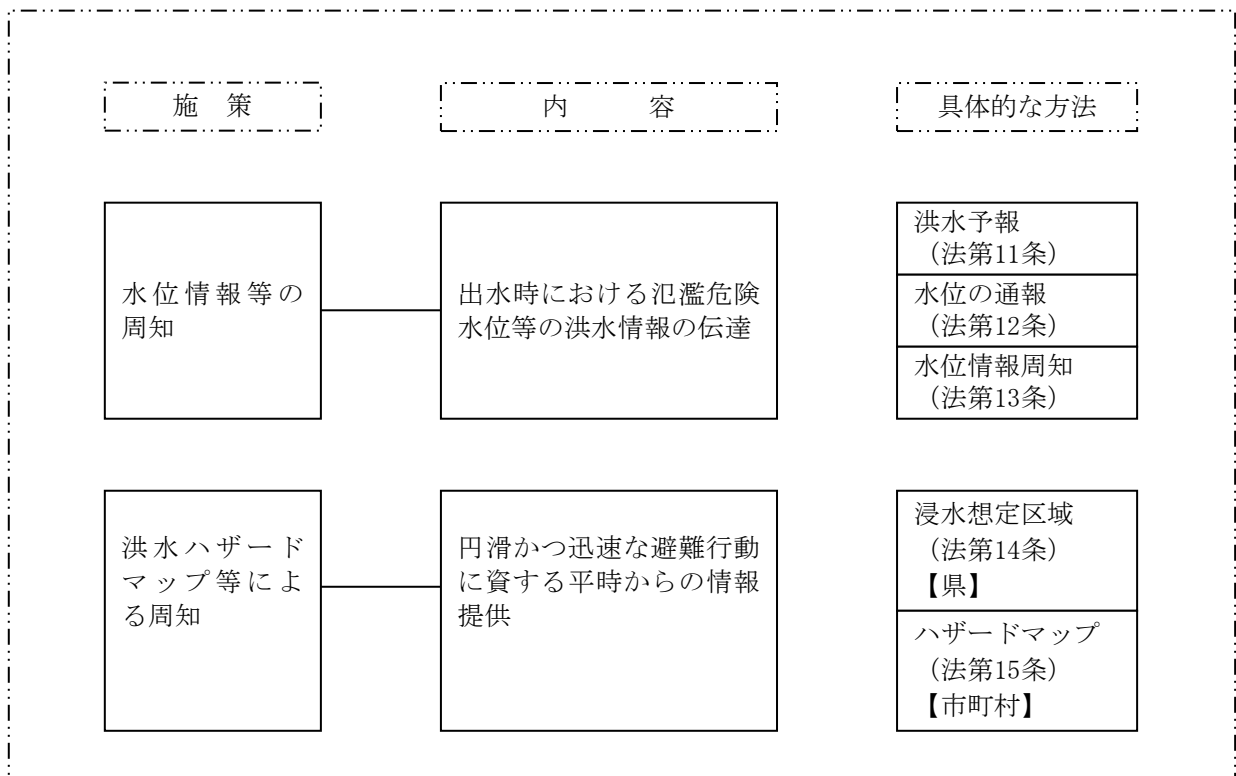


第7章 水位等情報周知と洪水ハザードマップ

近年の集中豪雨の増加など自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化による課題に対応するため、今後の水害対策にあたっては、従来から重点的に取り組んでいる河川整備などのハード対策に加え、ひとたび水害が発生した場合でも被害を最小化する「減災」を図るソフト対策が重要になる。

水害対策におけるソフト対策については、水防法（昭和24年法律第193号）（以下「法」という。）に基づいた施策を中心として行うこととし、基本的な枠組みは以下のとおりである。

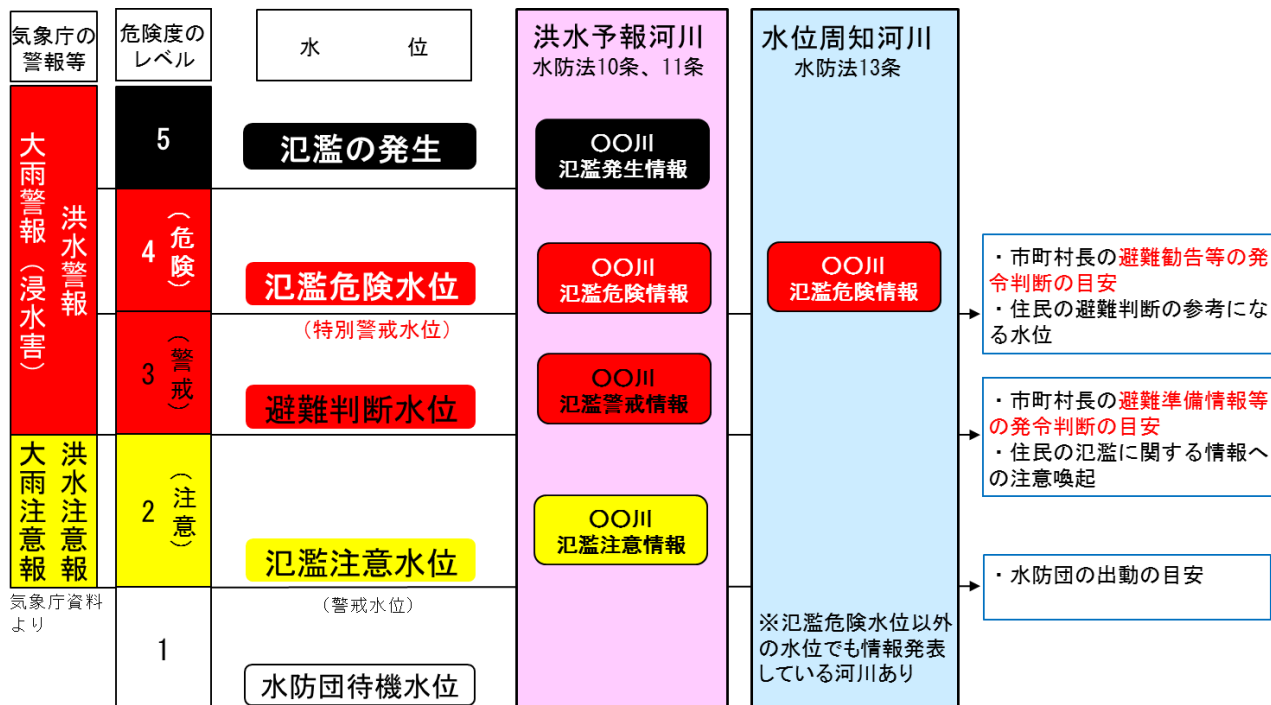


浸水想定区域図作成等、実施にあたっては、原則として国土交通省水管理・国土保全局から出されている以下のマニュアルによるものとする。

- ・危険水位の設定要領、特別警戒水位の設定要領
- ・避難判断水位の設定要領
- ・都道府県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報河川ガイドライン
- ・洪水浸水想定区域図作成マニュアル
- ・中小河川浸水想定区域図作成の手引き
- ・洪水ハザードマップ作成の手引き
- ・地下街等浸水時避難計画策定の手引き
- ・浸水想定区域データ電子化ガイドライン
- ・治水経済マニュアル（案）

水位等情報周知について（洪水予報河川と水位周知河川）

主要な河川では、水位観測所で観測された水位の情報を提供しています。
 基準となる水位観測所（以下、基準水位観測所という）では、観測所毎に、災害発生の危険度に応じた水位が設定されています。



洪水ハザードマップについて

洪水ハザードマップは、洪水浸水想定区域図をもとに、市町村地域防災計画において定められた必要事項及び早期に立退き避難が必要な区域等を記載したものです。

